

*‰ニュー*ヨークとファイト・フォー・\$15

大都会の喧騒の中、天に向かってそびえたつ摩天楼 の谷間を忙しなく行き交う人の波―――日本人が抱く 典型的なニューヨークのイメージと言ったらこんな感 じであろうか。かくいう私もそんな典型的なイメージ を抱いてきた一人である。20年以上前に家族旅行で 初めて訪れたニューヨークは独特の活気に溢れてお り、幼い私もミネラルウォーターを片手に街を足早に 歩くニューヨーカーの姿に憧れを抱いたものである。 国立大学の危機が叫ばれる昨今のご時世にもかかわら ず、私は日本の一地方都市からそんな大都会に降り立 つ機会に恵まれ、ニューヨーク市内にあるコロンビア 大学ロースクールで在外研究に従事している。なお. ニューヨーク州は非常に広大で、南の果てにある ニューヨーク市から、北はナイアガラまで広く言えば 全て "ニューヨーク" であるが、以下では、 専らニュー ヨーク市のことを"ニューヨーク"として表記する。

本稿は、昨夏から、そんなニューヨークでの在外研究の機会を頂戴した私が、現地での見聞をもとに執筆したものである。ご存知の方も多いと思うが、ニューヨークは、地理的にはアメリカ合衆国の一都市であるものの、ニューヨークであってアメリカではないとよく言われる。いつでも騒がしく、路上に散乱したゴミが汚く、ところどころで異臭も漂うという、"うるさい・きたない・くさい"都市であるにもかかわらず、なぜか世界中から人が押し寄せる。実際、街を見ても、かつて義務教育で"人種のサラダボウル(古くは、人種のるつほ)"と習ったとおり、様々なバックグラウンドを持つあらゆる人種・民族が当然のように同居し

ながら生活している。したがって、私の見聞は、あくまでニューヨークという世界的にも特殊な都市における見聞であって、必ずしもアメリカという国における見聞を意味しないことはご了解いただきたい。

さて、そんな私が、現在、籍を置いているコロンビ ア大学は、マンハッタン北西部、ハーレムにもほど近 いモーニングサイドハイツと呼ばれる高台にある。マ ンハッタンという大都会にありながら、狭いながらも キャンパスと呼べるような場所を持ち、その意味では 恵まれた環境と言えよう。コロンビア大学ロースクー ルは、そんなメインキャンパスの隣、アムステルダム アベニューを挟んだ向かいに所在している。日本人に 馴染み深い LL.M (Master of Laws) コースは、近年、 急激に学生数が増加しており、今や LL.M コースだけ で一学年300人を超えているようである。それに伴う 教職員数の増加も相まって、ロースクールの建物自体 は決して古いものではないのだが、完全に手狭であ る。付属図書館もオーバーキャパに陥っており、現状 では、およそ学生数に見合うだけの席を用意できてい ない。早朝の椅子取り競争に敗れて居場所を失った学 生や、手狭すぎる図書館の環境に嫌気がさした学生 は、他部局の図書館などに流れていくのだそうであ る。初期の東京大学法科大学院の環境を知る人間に は、皮肉な意味で親近感の湧く環境である。しかし、 そんな環境でも、LLM コースへの入学希望者が後を 絶たないのであれば、定員を増加させるのは経営判断 として正しいと言わざるを得ない。一方で、学費も高 騰を続けており、LLM生の1年間の学費は今や6万 ドルを優に超えるらしい。これを LL.M コースだけで も300名超から毎年回収できるのであるから、まさに 一大ビジネスである。

これに対し、私のこちらでの身分は Visiting Scholar である。コロンビア大学ロースクールでは、Visiting Scholar も希望者が後を絶たないようで、少なくとも 30 名超は在籍しているようであるが、顔を合わせる 機会がほとんどないため未だ全容は把握できていない。我々は学生ではないため、高額の学費を払わされることはないのだが、滞在費は徴収されることになっている。しかも、日本の国立大学における初年度納付額並みであるので、決して安い金額ではない。しかし、学生と違って、大学が何かをしてくれるということはほとんどなく、Visiting Scholar には、研究室はおろか、図書館内での個席も、ロッカーすらも貸し与えら

104 日本労働研究雑誌

れることはない。さらに、履修可能な授業数にも厳格な制限が課せられているため、実質的には、図書館などの施設利用権を滞在費で購入しているに等しい。いや、ニューヨークという魅惑の都市に適法に滞在できる貴重な権利を買い取らせていただいていると言うべきかもしれない。要するに、少なくとも大学当局にとって、Visiting Scholar の位置づけは、基本的に国際交流などではなく、やはり重要なビジネスなのである。

ただ、コロンビア大学ロースクールには、アメリカでも有数の蔵書を誇る付属図書館があり、ここには下手な日本の大学をはるかに凌駕するような日本法の蔵書コレクション(東芝ライブラリー)が存在する。データベースも種類豊富で、日本法のLEX/DBまでもがオプションのデータベースをほぼフル装備する形で契約されている。さらに言えば、日本人のライブラリアンまで在籍している。近年、日本の大学では、財源不足を理由に書籍やデータベースの購読を中止する例が相次いでいる中、もしかすると日本にいる以上に日本法の研究が容易な環境が整えられていることは驚きであると同時に、羨ましさを禁じ得ない。

さて、ここコロンビア大学ロースクールで学費が高騰しているのと同様、ニューヨークでは物価自体も高騰している。手始めに15年ほど前の情報と比較しても、1.5倍程度に物価は上昇しているようである。年率で物価上昇目標2%の実現にすら苦戦している某国から見れば、羨ましい限りかもしれない。しかも、近年の円安傾向が日本人渡航者にはダブルパンチとなり、円建ての給与所得者にとって、体感的な物価は15年前の2倍を優に超えると言えるだろう。

このように、ここ15年程度でも1.5倍くらいに上昇している物価なのだが、ニューヨークでは、これをさらに上昇させかねない政策が採られつつある。何かと言えば、ニューヨーク州では、ニューヨーク市内において2018年末までに最低賃金を時給15ドルに上昇させることが決まっているのだ。同様の施策では、カリフォルニア州が先陣を切っており、ニューヨーク州が後に続いた形になっている。公正労働基準法に基づく連邦最低賃金が時給7.25ドルに過ぎない(しかも、2009年7月から変わっていない)のに対し、実に2倍を超える最低賃金である。かくいうニューヨークでも、2016年に引き上げを決定した当時における最低賃金は時給9ドルに過ぎなかったのであるから、いか

なる政治力学が作用したのか興味深いほどの大幅な引き上げである。そして、段階的な引き上げの一環として、今年1月から、ニューヨーク市における最低賃金は時給13ドルに引き上げられた。近所のマクドナルドが、あたかも自ら昇給を決定したかのような書きぶりをしながら時給13ドルで店員募集の広告を掲げていたのは記憶に新しい。

さらに追い打ちをかけるように、州政府はいわゆる "tip credit" 制の廃止も模索しているらしい。これは、チップ制適用対象の労働者に関して、最終的に最低賃金額を超える給与が支払われることを条件に、最低賃金額以下の時給設定を認めるものである。しかし、結果的に最低賃金額を超えないまま放置される例が多いなど、同制度に伴う様々な弊害が指摘されており、これらが廃止論の根拠になっている(実際、カリフォルニア州など7州では既に廃止されている)。

このように、最低賃金を大幅に引き上げ、適用も厳 格化させようとする動きは、経営陣と一般従業員との 過度な所得格差を是正する目的があったとされるが. 今のところ経営陣の高額報酬に影響を及ぼしている様 子はなく、ただ価格に転嫁される傾向を示しているよ うである。あまつさえ、ニューヨークの商店や飲食店 は、最近、時給の上昇に伴う負担分をサーチャージと して別途徴収できるよう州政府に要望を上げているら しい。ご存知の方も多いだろうが、アメリカでは外税 表示が一般的で、飲食店などでは本体価格に 8.875% の消費税がかかり、 最終的にはそこにチップが加算さ れるため、結果的に飲食代金は表示額の1.3倍くらい になる。そこにさらにサーチャージを掛けようという のであり、朝三暮四もいいところのような気はするの だが、本体価格以外に謎の手数料やサーチャージが掛 かってくる例は、交通機関やプロスポーツ、ホテルな ど枚挙に暇がなく、"アメリカあるある"と言っても よい。いずれにせよ、年末に向けてニューヨークの物 価がさらに上昇することはほぼ確実であり、給与が上 がるどころか下がる傾向にある地方国立大学の一教員 にとっては頭の痛い日が続きそうである。

いけだ・ひさし 北海道大学大学院法学研究科准教授。 最近の主な論文に「不当労働行為における使用者」日本労 働法学会編『講座 労働法の再生 第1巻』(日本評論社, 2017年)。労働法専攻。

No. 697/August 2018